

政務局長

情報部長

情報部長

次官

四月五日西比利亞軍打浦協(反)交信ノ件ニ係
ルニ陸軍省トノ往後概要

一、四月五日午後二時反(反)事協官ハ松平政務部長代理トシ
テ陸軍省軍事課長畑大佐ヲ往訪シテ件ニ係ル西比利
亞派遣軍危機謀長ヨリ陸軍大臣宛報告(電信)字
ノ手交ヲ受ク

一、其レ中同(反)佐ヨリ本報告書目内宛ハ既ニ抄写材料ト
シテ陸軍省ヨリ各社ヲ社ニ既付附ニシキ若シ外務
省側ニ於テ本件発表ニ止メノ意旨向アラハ午後
三時頃迄ニ其報令大佐迄通知アリタキ旨松平政務
部長迄傳言方依頼ヲ受ク

一、反(反)事協官ハ直ニ海省政務局長宛ニ於テ局長
令ノ上ニ報告書字ヲ書キ改務部長ニ手交スル
外務省

令時ニ畑大佐ノ傳言ヲ復令セリ

一、右ニ於テ局長部長協致ノ上本件抄写記号ニ止メ
如何ハ熟慮ノ上決スヘキニツキ一先ツ本口ノ多刊ニ協
裁セサル様陸軍省局(報)部ヨリ申シ込ハ様ト
ノ事ナリ

一、依リテ右ノ報不取致高尾徳助事ヨリ陸軍省

岡村少佐(畑大佐不取ナリ)迄(電)法以テ通知

スルト令時ニ反(反)事協官ヨリモ令省(報)部申込

一、電報ニテ令報者ヲ申シ込ニ置ケリ(時)反(反)事協官

一、右ニ於テ同少佐ヨリ高尾徳助事ハ返事依リハ出通知

ノ報告ヲ受セリ依リテ也ニ其手配スヘシ本省ハ後刻
尚通知申スヘシトノ事ナリ

右(反)事協官

四月五日午後三時

MT 1.3.1.37 - 1

3

MT 1.3.1.37 - 1

2

情報部長

政務局長

大正九年四月五日午後

情報部 三宅領事

四月五日午後陸軍省奉中佐より左通

電文ありたり

次官共

(一) 浦陽派遣軍司令部より宣言の新陳

ニ發表スルハ之ヲ見合ハサレタキ旨今朝

外務省の要領、際内因外に注意あり

タリ以テ、後直ニ不調先時時格

下達し既ニ發表後方ニ為在り手續ニ據

外務省

ハ能クヤリシハ至リ遺憾ナシ但通信者

掛ケ合ヒ外國電報ヲ差止ムル様取計

至キタリハ右旨傳氣アリタリ

(二) 軍省の軍事課長より政務局長へ話合ノ件

(事件ノ内容ハ小友承知セシ)ニ付同課長ハ政

務局長ニ対シ本部長尾總領事ニ於テ

既ニ承知セシ居リハ亦ハタル所ナリ力

右ハ全然一軍事課長ノ誤解ニテ小友奉

MT 1.3.1.37 - 1

5

MT 1.3.1.37 - 1

4

REEL No. 1-0221

0159

中佐カ他用ヲ以テ右尾總領事ニ而
會シタルコトヲ 取違ハズ 下初明ニ
軍事謀少ク政務ヲ以テ之ニ對シテ解
ノ旨ヲ一書ヲ以テ付テ惡ク果
アリ

外務省

MT 1.3.1.37 - 1

6

REEL No. 1-0221

0160

131
局長

情報部長

情報部長

情報部

七月

次官
其

六月午後十二時三十分在野田事務所
電話にて外務省に連絡し、同日午後

経路概要、新聞記事発表の協議あり

右に對し、同日午後一時三十分松岡書記長

より申渡しの電話にて左記の通り回答あり

目下本件は閣内協議開催中、外務

外務省

大臣との出立等も、既に決定あり

来日精査仰せに申上、難し、案内

照会開始せしめ、際々其の推移

ヲモテ、慮に付る必要あり、慎重に

終了の上、官報に発表するに注意あり

右に申上、思存あり、虎ノ角が相切来り、

右に於て、伊集院大使、植原長官等

MT 1.3.1.37-1

8

MT 1.3.1.37-1

7

REEL No. 1-0221

0161

海政廳長官有吉侯領事官尾松
領事披露ノ上結言

大正九年四月六日

三宅領事

外務省

MT 1.3.1.37 - 1

9

REEL No. 1-0221

0162

Handwritten Japanese text on the right page, including a date at the top: 昭和二十一年三月二十日 (March 20, 1946). The text is written in cursive and includes phrases such as "東京市立第一中学校" (Tokyo Municipal No. 1 Junior High School) and "校長 佐藤 高" (Principal Sato Takahiko). There are several lines of text and some illegible markings.

MP 1.3.1.37-1
10

Handwritten Japanese text on the left page, including a date at the top: 昭和二十一年三月二十日 (March 20, 1946). The text is written in cursive and includes phrases such as "東京市立第一中学校" (Tokyo Municipal No. 1 Junior High School) and "校長 佐藤 高" (Principal Sato Takahiko). There are several lines of text and some illegible markings.

MP 1.3.1.37-1
11

REEL No. 1-0221

0163

Handwritten Japanese text on the right page, consisting of approximately six lines of cursive script.

MP 1.51.37-1

12

MP 1.51.37-1

13

Handwritten Japanese text on the left page, consisting of approximately six lines of cursive script.

REEL No. 1-0221

0164

急

情報部長

情報部長

情報部

身

一九三九年四月二十二日、新聞記者會見、松本某記者より

用事の授け、山本回遊の用

事、松本某記者より

出立代理大使引長より

近々帝國政府より

支那政府へ公文、交換開始

手口故、出立の事、松本某記者より

如何

ト、質問あり、出立の事、松本某記者より

外務大臣より、支那

支公使へ、電訓情、松本某記者より

後、北京方面より、松本某記者より

下、松本某記者より、松本某記者より

要再回

政務局長

森

MT 1.3.1.37-1

15

MT 1.3.1.37-1

14

近々支那政府（支那省）
修方申入ルニト云ハル中ニ表
ス

ト云ハル結果本日の各社
官ニ別由如指曲ノ記事
掲載下ル

記者ノ署名同多由内閣
也（一）部ノ署名佛しるん
結果ト云ハル中ニ表
ス

MT 1.3.1.37 - 1

17

MT 1.3.1.37 - 1

16

REEL No. 1-0221

0166

門

秋

情報部第三部

先般未當部ヨリ省内ニ配布シ居ル各種情報書類ニシテ其ノ欄外ニ在外公館配付濟ト記載シアルモノハ在外帝國公館全部(但シ在支那領事館分館ハ特ニ省略スル場合アリ)ニ對シ情報供給ノ主旨ヲ以テ隨時配布セルモノヲ(既ニ第四部迄發送濟)參考送ニ大臣次官林參事官各局課長ノ閱覽ニ供スル為メ亟ニ配布シ

外務省

居ルモノナルニ付右為念及御報告候

大正九年十二月二十三日

情報部第三部

外務大臣
外務次官
林參事官
通商局長
通商局長
歐米局長

MT 1.3.1.37-1

23

1.3.1.37-1

22

REEL No. 1-0221

0169

十行

秋

先般來當部ヨリ省内ニ配布シタル各種情報書類ニシテ其ノ例外ニ「在外
公館配布済」ト記載シタルモノハ在外帝國公館全部（但シ支那ニ於ケル
領事館分館ハ時ニ省略スル場合アリ）ニ對シ情報供給ノ主旨ヲ以テ隨時
配布セルモノナリ（既ニ第四四號迄發送済）參考迄ニ大出次官林參事官
○各局課長ノ閱覽ニ供スル爲メ業ニ逐號配布シ居ルモノナルニ付右

知事府県書記長

大正九年十月二十三日

情報部第三課

外務大臣
外務省
情報部第三課

MT 1.3.1.37 - I

26



情報部長

情報部第二部

13/

田寛

情報部第一部
情報部第三部

西宮再四

公表関係

従来各部より情報トシテ各表ヒシ電報

ハ新自任ニテ其節ヲ色トカカ

トテ下カ特ニ記スルノ機要ナリ之レコトヲ

本部は勤止多ク用テ感ハ底リ

凡テ付手ハ方々ナラシムル一切記載

セリトシテ其節ヲ色トカカ

此編解表ニシテ各送附ナラシムル

吉長

MT 1.3.1.37 - 1

28

MT 1.3.1.37 - 1

27

REEL No. 1-0221

0172

第一部
第二部
第三部
情報部
情報部長

外務省

新聞發表ニ及シ各新聞通信社
編輯長宛通知文案
釋啓陳者外務省ヨリ貴社宛配布ノ新聞掲載文書
ニ関シ特ニ外務省公表又ハ出テ明記セサルモノニ対シテ
ハ固シ其所又ハ其筋着者或ハ外務省発表等ト附記
セラレテ採取計相奉交ハ段
大正十年月日
外務省
社編輯長殿

MT 1.3.1.37 - 1 29

REEL No. 1-0221

0173

情報部へ主査留

大臣 次官 電信課長
亞細亞 通商 條約 人情 會社 文書 平和條約 對支文化

131
13248
暗

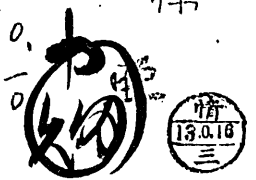
幣原外務大臣

船津總領事

九日東京發電報トシテ各地新聞ノ
報道スルニ依レハ往電才三七二口
戰況報告ハ在奉天船津總領事
電トシテ公表セラレタルモノノ如クナルカ
右ノ如キ奉天側ニ不利ナル戰報力奉
官發電報ナリトシテ發表セラレルスト
ハ各地支那側ニ面白カラサル感情ヲ
與フル博アルニ付特ニ暗号ヲ以テ

件名 支那船津ノ公表罪保
綴込名 船津

奉天發
本當着 大正十三年十月十一日 右三、四〇



MT 1.3.1.37-1

31

大臣 次官 電信課長
亞細亞 通商 條約 人情 會社 文書 平和條約 對支文化

131
13248
暗

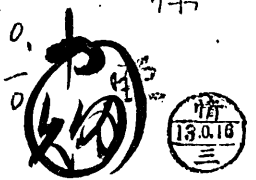
幣原外務大臣

船津總領事

九日東京發電報トシテ各地新聞ノ
報道スルニ依レハ往電才三七二口
戰況報告ハ在奉天船津總領事
電トシテ公表セラレタルモノノ如クナルカ
右ノ如キ奉天側ニ不利ナル戰報力奉
官發電報ナリトシテ發表セラレルスト
ハ各地支那側ニ面白カラサル感情ヲ
與フル博アルニ付特ニ暗号ヲ以テ

件名 支那船津ノ公表罪保
綴込名 船津

奉天發
本當着 大正十三年十月十一日 右三、四〇



MT 1.3.1.37-1

30

報告セリ戰報ヲ公表セラルル場合ハ
其ノ内容ニ依テハ其所ヲ明示セラレ
サレ様一例ハ某所著電ノ如キ一節
配慮煩ハ之ヲ云。

終

MT 13.137-1

32

REEL No. 1-0221

0175

情報部長
事務

者に付して、此種表物一切出所ヲ明記セザル 此極注意と置ケリ	情報部之付クハ 一切出所ヲ明記セザル (乙)號川紙
----------------------------------	---------------------------------

MT 1.3.1.37 - 1 34

電信課長 電信案

暗號 發電大正十三年十月十五日 午後十時五分 送電番號 七八二二	主 情報部第二課 任 主 (藤田) (起草大正十三年十月十四日)	受信 奉天 人名 船津總領事宛	發信 幣原大臣
件名 状況表一出所不明件 第 一七一號	名 込 報 情報部	貴電第三八三年、周知、奉天、出所ヲ明示	外務省
七ノ車、中頭ニ於テ、表ニ付キ、二三ノ社側 ニ於テ、勝手ニ、貴官等、附々加入ルルニ、出所ヲ記 内閣府 一併、新支派等、注張ルニ、ト、ア、名		情報部 事務	

MT 1.3.1.37 - 1 33

131

14 (略)

東京外務大臣

芳澤 公使

世系世族

大正十一年三月十八日

表

改

第一九九号

日露條約の豫テノ話合ニ通(往電其第一五二号津奉照)本二十七日青地ノ於テ發表ニタルカ本省ノ於テモ電第一二〇号ノ待テ本日報表セラルル事ト了解シ成リタルニ東京外務大臣ノ電ニ依リテ第一號金文書ニ對シテ表セラルルニ趣ニテ為ニ青地各新聞

MT 1.3.1.37-1 35

通信員ノリノプログラムトシテ素ニ向キ解キテ右ノ誤リカトモ存ズルニ同東方電ハ表ト同時ニ閣下ノ「スプリットメント」アリタルヒトヲモ報シ右ノ「スプリットメント」電報ニ素リ居ル為メモ疑義ハニキ所モアリ付事付テ取調メ回電アリルコト

MT 1.3.1.37-1 36

東京外務大臣
芳澤 公使
大正十一年三月十八日

郵電

本号外 郵電事務ノサマニシテ及世々ノ朝刊ニ掲載スル
 一ノ其条件 諸解ノ下ニ便宜上 世々ノ朝刊ニ掲載スル
 約全文及「スタートメント」内 各社ノ取寄シ 各社ノ
 リ先々國民新聞ニ同条件 取寄シ 何レカノ入手ニ由リ
 夕刊ニ取寄シ 破格オケル 取寄シ 取寄シ 取寄シ
 傳書其ノ下ニ 解シ 各方面ニ打電シテヤニテ 東方
 元 取寄シ 取寄シ 取寄シ 取寄シ 取寄シ 取寄シ 取寄シ
 外務省

MT 1.3.1.37-1

38

(乙 號用紙) 縦書き

暗號 發電大正十四年三月一日午後二時四十分 送電番號 一八三 奉天經山 電信課長 135 (丙 號用紙)	
主 情報部長 課 任 主 藤田 (起草大正十四年三月二日)	
受信 北京 人名 芳沢公使宛	發信 幣原大臣 人名
件名 日露協約公表ノ取寄シ件 益老五號	名 込 綴 公表
友 貴電一九九号ニ関シ 和方ニ於テモ豫テノ打合面 リ廿七日ノ朝刊新聞ニテ 公表 取寄シ 取寄シ 未 廿六日午後 各社ノ社及通信社ニ付シ 直 外務省	

MT 1.3.1.37-1

37

要再出

131

人事課長

情報部次長

公文書	公 信 案	在ソウゴエト 社會主義共 和國聯邦帝 國大	ハ三月二十三日莫斯科着 サウオイ、ホテル改 東方面信之依り既ニ行 旅知、通り儘 蘇公使	件名	在露大使館開設ノ件	送達名	今葉
				受信	在支公使	送信人名	柳中島大五
管主	情報部第一課	主任	合勇ノシ	大正十四年三月廿二日附	附屬書	通	
文書課	文書課發送	大正十四年三月廿六日發送	淨書	正校(原稿)	淨書	(甲號用紙)	

MT 1.3.1.37-1

40

打電之心をノチトナリ									
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

MT 1.3.1.37-1

39

⑤在露西亞 (四)												⑥在南支那 (二六)												⑦在北支那 (二四)																											
在滿洲總領事館				在天津總領事館				在漢口總領事館				在廣州總領事館				在重慶領事館				在廈門領事館				在蘇州領事館				在沙市領事館				在長沙領事館				在南京領事館				在汕頭領事館				在九江領事館							
在亞港出張員				在福州總領事館				在濟南總領事館				在芝罘領事館				在青島總領事館				在博山出張所				在張店出張所				在坊子出張所				在青島總領事館				在蕪湖領事館				在宜昌領事館				在雲南領事館							
在滿洲里領事館				在吉林總領事館				在安東領事館				在遼陽領事館				在長春領事館				在齊齊哈爾領事館				在赤峰領事館				在新民府分館				在局子街分館				在頭道溝分館				在琿春分館				在農安分館				在洮安分館			
在滿洲里領事館				在滿洲里領事館				在滿洲里領事館				在滿洲里領事館				在滿洲里領事館				在滿洲里領事館				在滿洲里領事館				在滿洲里領事館				在滿洲里領事館				在滿洲里領事館				在滿洲里領事館				在滿洲里領事館				在滿洲里領事館			

MT 1.3.1.37-1

44

外務省

ルット、相成り尚布者、於て今後同大使館に在ッ
 ヲテト聯合國帝國大使館トキフニ決定スル
 二付承知相成り、右申進ル
 東京浦田、哈爾濱へハ同類ニ、東方通信ニ依リ
 既ニテハ、承知ノ通リト付シ、右申進ルヨ、右
 念申進ルヨ、トスルニト

MT 1.3.1.37-1

43

(乙 號用紙) 富井清

播段之... (同社...)
 山... (報知...)
 外務省

MT 1.3.1.37-1 46

131
 貴電...
 東方支社...
 三日午...
 倫敦...
 新...
 外務省

MT 1.3.1.37-1 45

131

情報部 大長

七月十三日

為田第一課長宛

東方通信社

藤岡勝平

分表

敬呈 同村取消の事御座り候へども
 電報の元々各社が社を通達せられた
 七報各社が社を除く外に同社に
 の社が社の上と掲載された事は遺憾
 あり右取消文高橋さんへ
 何卒御座り候へども

此件可合ハサリと御座り候へども
 東方通信社へ
 佐々木 東京支
 社長 藤岡勝平 白

東方通信社

MT 1.3.1.37 - 1 47

REEL No. 1-0221

0183